

一般社団法人日本障がい者乗馬協会役職員倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「JRAD」という。）の役員・職員（以下「役職員」という。）が遵守すべき倫理・コンプライアンスに関する事項を定め、JRADに対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員・職員及び基盤団体の範囲など)

第2条 この規程において、「役員とは、JRAD 定款（以下「定款」という。）第23条に規定する理事及び監事など第24条、第25条に規定する JRAD 役員をいう。

2. この規程において、「職員」とは、JRAD 事務局職員をいう。
3. この規程において、「基盤団体」とは、第7条に規定する正会員及び準会員をいう。
4. この規程において、「事実調査」とは、役職員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

(基本的債務)

第3条 役職員は、定款第3条に規定する JRAD の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要を行ってはならない。

2. 役職員は、JRAD の活動に関連し、関係業者等やその責務の行使の対象となるものから一切の利益や便宜の供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
3. 役職員は、職務上知りえた情報を特定の者に対して有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。
4. 役職員は、補助金、助成金等の会計処理に関し、一般社団法人会計基準に基づく適正な処理を行い、目的外の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
6. 役職員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会勢力と交際及び取引を行ってはならない。
7. 役職員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪や反社会的行為を行ってはならない。
8. 役職員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。

9. 役職員は、名誉を重んじ、常に品位を高め JRAD の信頼を維持するよう努めなければならない。
10. 職員は、JRAD の許可を得て他の業務に就く場合であっても、JRAD の信用を損なう行為をしてはならない。
11. 役職員は、正当な理由なく第10条の事実調査を拒んではならない。

(実行担保体制)

第5条 この規程の実行を担保するため、JRAD に倫理委員会と相談窓口を置く。

(倫理委員会)

第6条 倫理委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名(理事長)
 - (2) 委員 3～5名(理事、弁護士若しくは学識経験者)
2. 委員は、委員長が候補者を選出するものとし、理事会の承認を得て、会長が委託する。
 3. 委員の委託期間は、2年とする。但し、再任を妨げない。
 4. 委員会は次の事項を所掌する。
 - (1) 綱紀粛正を図るための改善意見を会長に具申すること。
 - (2) 第10条に規定する事実調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成して会長に意見具申すること。
 - (3) この規程の遵守の徹底を図ること。
 5. 倫理委員会は、第10条に規定する場合のほか、委員長が必要と認めるとき随時招集する。
 6. 倫理委員会の事務局は、JRAD 事務局内とする。
 7. この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、医院長が倫理委員会に諮って定める。

(相談窓口・相談員)

第7条 役職員からなされた苦情相談に対応するため、JRAD 事務局に相談窓口を設置し相談員を置く。

2. 倫理委員会委員長(以下「委員長」という。)は、相談員男女各1名と補助相談員を指名する。
3. 相談員は、苦情相談の対応に際し、複数で当たるものとする。なお、苦情申立者が希望する場合は、同性の相談員と補助相談員が対応する。
4. 相談員は、相談内容を委員長に報告する。
5. 相談員は、委員長の指示を受け第10条に規定する事実調査を行う。
6. 補助相談員は、相談員を補助する。

(苦情相談の申し出)

第8条 役職員は、相談窓口又は倫理委員会に対して苦情相談を行うことができる。

(懲罰の種類)

第9条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。但し、職員については職員就業規則の定めに従う。

- (1) 解任
- (2) 戒告

(処分等)

第10条 役職員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2. 役職員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は直ちに事実調査を行う。

3. 前2項の調査の結果、役員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会には諮り、第10条に規定する懲罰を科す等の必要な処置を講ずるものとする。但し、理事及び監事の解任については定款の定めに従う。

4. 第4条の規定に違反する行為があったと疑われる職員から辞表の申し出があった場合、会長は、第2項の事実調査と第5項の処分がなされるまで辞職の承認を保留する。

5. 第1及び第2項の調査の結果、職員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて職員就業規則に規定する処分を行うものとする。

6. JRADは、処分を決定した場合には、懲罰対象者に処分内容、処分理由を文章にて通知する。

7. JRADは、苦情申立者に調査、処分等の結果を文章にて通知する。

(利害関係者の排除)

第11条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第12条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱い、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第13条 JRADは、苦情申立者が申立てをしたことを理由に、苦情申立者に対して不利益な取扱をしないものとする。

2. JRADは、苦情申立者等に対して不利益取扱や嫌がらせ等を行った者がいる場合には、本規程及びJRAD 会員倫理・コンプライアンス規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第14条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、JRAD 又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立てを行ってはならない。

2. JRADは、前項に該当する申立てを行った者に対し、本規程及びJRAD 会員倫理・コンプライアンス規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第15条 JRADによる最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

2. JRADの最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。(第1条～第16条)